

情報公開制度

東京都国民健康保険団体連合会

このパンフレットは、本会における情報公開制度の概要をまとめたものです。詳細については、以下のとおりです。

● 目的

本会が情報公開を実施することにより、会員及び都民等の理解と信頼の下に公正で透明な事業運営の推進に資することを目的とした制度です。

● 開示申し出できる人

どなたでも、情報の開示を申し出ることができます。

● 開示申し出できる情報

本会が保有する情報は開示の対象となります。具体的には、紙またはデータ等に記録されている情報（文書、図画、写真等）です。ただし、次に掲げる情報は、原則として開示することができません。

- 1 診療報酬明細書等に関する情報
- 2 係争中の事件に関する情報
- 3 法令等の定めるところにより、公にすることができないとされる情報
- 4 個人に関する情報
- 5 法人、個人の事業活動に関する情報
- 6 公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 7 本会内部又は本会以外の機関との相互間並びに審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会における審議、検討又は協議に関する情報
- 8 本会が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

● 申し出の方法

情報の開示申し出をされる方は、指定の申出書を本会ホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入のうえ提出してください。電話や口頭での申し出はできません。

● 開示決定等

開示申し出のあった日から14日以内に決定し、決定後速やかに書面で通知します。また、開示できない場合は、その理由を付して通知します。なお、情報の内容によって、開示決定期間を60日まで延長することがあります。その場合も通知します。

● 開示の方法

情報の開示は、原本（原本が閲覧できないときはその写し）の閲覧、視聴等の方法で行う場合は、本会にご来会いただき行います。

また、必要に応じて写しのご郵送等の方法となる場合もあります。

● 費用

情報を閲覧する場合、又は音声・映像を視聴する場合は、無料です。

また、情報の写しが必要な場合や郵送を希望する場合は、それぞれ実費をいただきます。

(税 込)

開示媒体	単 価
印刷物	22円/枚
CD-R	330円/枚

● 救済の制度

申し出した情報が開示できないと決定されたときに、その決定に不服がある場合は、異議の申し出をすることができます。なお、異議申し出があったときは、東京都国民健康保険団体連合会情報公開及び個人情報保護審査会で審議します。

● その他

次に掲げる情報は、本会ホームページ及び本会が発行する事業案内及び機関誌等に掲載し情報提供をしています。

- 1 役員名簿
- 2 事業概要
- 3 事業計画
- 4 予算
- 5 事業報告
- 6 決算